

国立大学法人東京農工大学教育・学生生活委員会細則を次のとおり制定する。

国立大学法人東京農工大学教育・学生生活委員会細則

平成 24 年 4 月 1 日
24 細則 第 1 号

(設置)

第 1 条 国立大学法人東京農工大学全学計画評価委員会規程第 8 条第 5 項の規定に基づき、国立大学法人東京農工大学（以下「本学」という。）における学部及び大学院教育並びに学生生活に関する重要事項について、全学的立場から審議するため、国立大学法人東京農工大学全学計画評価委員会教育部会の下部委員会として国立大学法人東京農工大学教育・学生生活委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 学部及び大学院教育並びに学生生活に係る目標、計画及び評価に関すること。
- (2) 本学における教育の基本計画に関すること。
- (3) 教育課程の編成に関すること。
- (4) 教育の改善及び学習支援に関すること。
- (5) 学生指導及び学生生活支援に関すること
- (6) 進路・就職支援に関すること。
- (7) 学生の人権、表彰及び懲戒に関すること。
- (8) その他教育・学生生活に関する重要事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 教育担当副学長
- (2) 大学教育センター副センター長
- (3) 教育研究評議員を兼ねる副部局長 2 人
- (4) 工学府・工学部及び農学府・農学部教育委員会委員長
- (5) 工学府・工学部及び農学府・農学部学生生活委員会委員長
- (6) 生物システム応用科学府学務委員会委員長
- (7) 連合農学研究科から選出された本学の教員 1 人
- (8) 大学教育センターから選出された教員 1 人
- (9) 国際センターから選出された教員 1 人

(10) 学務部長

(11) その他次条に規定する委員長が必要と認めた者

2 前項第7号から第9号まで及び第11号に規定する委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は、前条第1項第1号の副学長をもって充て、副委員長は、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。

(委員会)

第5条 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(招集の請求)

第6条 委員長は、委員3分の1以上の請求がある場合は、委員会を招集しなければならない。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(全学共通教育機構)

第8条 委員会に、全学共通教育を円滑に実施するため、全学共通教育機構を置く。

2 全学共通教育機構の委員構成及び所掌事項は、別表1のとおりとし、委員会がこれを定める。

3 全学共通教育機構について必要な事項は、別に定める。

(担当委員)

第9条 委員長は、特に必要と認める事項があるときは、委員会委員のうちから担当委員を指名し、当該事項について協議の上決定することができる。この場合において、委員長は、決定事項について、速やかに委員会に報告するものとする。

(専門委員)

第10条 委員会に、次に掲げる特定事項の原案策定、調査及び検討するため、委員長が指名する専門委員を置く。

(1) 教職課程

(2) 学芸員課程

(3) 学生相談

2 委員会は、特定事項の審議にあたっては、専門委員を加えるものとする。

3 専門委員の任期は、第3条第2項の規定を準用する。

(事務)

第 11 条 委員会の事務は、学務部教育企画課の協力を得て、学務部学生総合支援課が処理する。

(雑則)

第 12 条 この細則に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、委員会が定める。

附 則

- 1 この細則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 次に掲げる細則は、廃止する。
 - (1) 国立大学法人東京農工大学大学教育委員会細則（平成 16 年 4 月 7 日 16 経教細則第 1 号）
 - (2) 国立大学法人東京農工大学学生生活委員会細則（平成 16 年 4 月 7 日 16 経教細則第 3 号）

別表第 1(第 8 条関係)

委員構成	所掌事項
<ul style="list-style-type: none">・教育担当副学長（機構長）・大学教育センター副センター長（副機構長）・工学府・工学部教育委員会委員長及び副委員長・農学府・農学部教育委員会委員長及び副委員長・各科目群を代表する科目長及び副科目長・大学教育センターから選出された教員 1 人・学務部長	<ul style="list-style-type: none">・全学共通教育の実施に関する事項・その他必要な事項